

号	平年時	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
(1)	適用年の前々年の12月から前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が 360万円 以下	令和8年6月～ 令和8年8月 宿泊税の納税額が ↓ 60万円 以下	令和8年6月～ 令和8年11月 宿泊税の納税額が ↓ 120万円 以下	令和8年12月～ 令和9年11月 宿泊税の納税額が ↓ 240万円 以下	令和9年12月～ 令和10年11月 宿泊税の納税額が ↓ 240万円 以下	令和10年12月～ 令和11年11月 宿泊税の納税額が ↓ 300万円 以下
(2)	適用年の前年の1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日前に特別徴収義務者としての登録の申請を行っていること。	●経営開始 → 令和7年10月1日 & ●特別徴収義務者としての登録の申請 → 令和8年6月6日 いずれも上記期日より前に行われている	●経営開始 → 令和8年1月1日 & ●特別徴収義務者としての登録の申請 → 令和8年9月1日 いずれも上記期日より前に行われている	●経営開始 → 令和9年1月1日 & ●特別徴収義務者としての登録の申請 → 令和9年9月1日 いずれも上記期日より前に行われている	●経営開始 → 令和10年1月1日 & ●特別徴収義務者としての登録の申請 → 令和10年9月1日 いずれも上記期日より前に行われている	●経営開始 → 令和11年1月1日 & ●特別徴収義務者としての登録の申請 → 令和11年9月1日 いずれも上記期日より前に行われている
(3)	条例第8条第4項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。					
(4)	適用年の前年の1月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。	令和8年6月1日 以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。		令和9年1月1日 以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。	令和10年1月1日 以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。	令和11年1月1日 以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
(5)	町税に係る徴収金を滞納していないこと。					